

野村新中国株投資

<使用開始日>
2018年7月20日

追加型投信 海外 株式

野村新中国株投資 マネープール・ファンド

追加型投信 国内 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】



ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
野村新中国株投資	追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券 ^(注) ）	年1回	アジア エマージング	ファミリー ファンド ^o	なし
マネープール・ファンド		国内	債券			日本		—

(注)野村新中国株投資:(株式 一般) マネープール・ファンド:(債券 一般)

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2018年5月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:34兆8514億円(2018年4月27日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村新中国株投資/野村新中国株投資 マネープール・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年1月17日に関東財務局長に提出しており、2018年1月18日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時★ホームページ★
<http://www.nomura-am.co.jp/>★携帯サイト★ (基準価額等)
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 野村新中国株投資
信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。
- 野村新中国株投資 マネープール・ファンド（「マネープール・ファンド」といいます。）
安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

- 野村新中国株投資
中国A株を含む中国の株式（上海証券取引所に上場する上海A株・上海B株、深セン証券取引所に上場する深センA株・深センB株および香港取引決済所に上場する株式）を実質的な主要投資対象[※]とします。
- マネープール・ファンド
円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象[※]とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

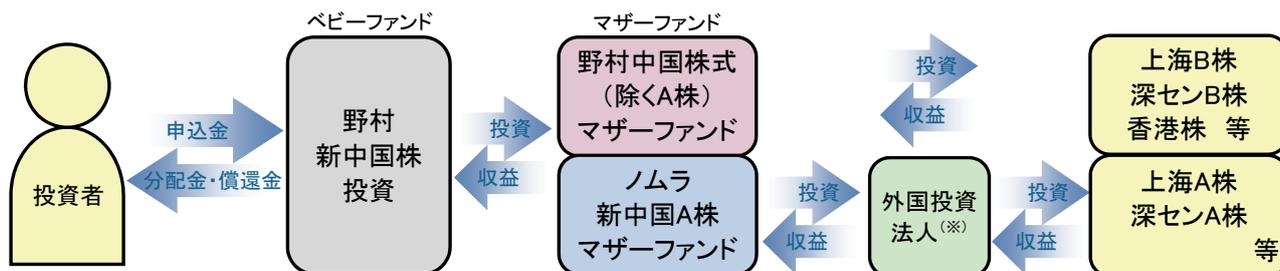
●野村新中国株投資

「野村中国株式（除くA株）マザーファンド」および「ノムラ新中国A株マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。

- ・マザーファンドの合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。各マザーファンドへの配分比率（「基準配分比率」といいます。）は、中国A株市場の制度、市場規模、流動性等を勘案のうえ決定します。

なお、当面は、「ノムラ新中国A株マザーファンド」の配分比率を、概ね20%~40%程度の範囲内とします。ただし、ファンドの残存信託期間によっては「ノムラ新中国A株マザーファンド」の配分比率を引き下げること、もしくは投資を行わないことがあります。

- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

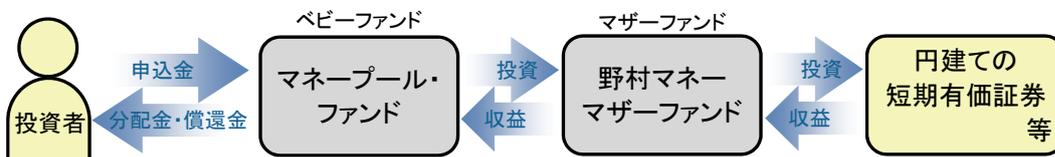


※「BNPパリバ フレキシィーⅢ チャイニーズ・エクイティ A クラスⅠ」

* 2018年10月25日の定時償還に向け組入資産の現金化を図っており、その一環で「ノムラ新中国A株マザーファンド」は2018年5月17日に償還いたしました。

●マネープール・ファンド

- ・「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■スイッチング

「野村新中国株投資」「マネープール・ファンド」間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

■「野村中国株式（除くA株）マザーファンド」について

●主要投資対象

上海証券取引所、深セン証券取引所のB株市場に上場している株式および香港取引所に上場している株式を主要投資対象とします。なお、他の金融商品取引所に上場（準ずるものを含みます。）している中国の企業および中国に主たる拠点を有する企業の株式（DR（預託証券）※を含みます。）に投資する場合があります。

※ Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

●投資方針

- ・ 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ・ 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、現地市場が休場等の場合や資金動向・市況動向等によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

●運用の権限の委託

運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の株式等の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)
委託先所在地	中華人民共和国 香港

■「ノムラ新中国A株マザーファンド」について

●主要投資対象

上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式に投資する円建ての外国投資法人であるBNPパリバフレキシィーIIIチャイニーズ・エクイティAクラスIの投資信託証券を主要投資対象とします。また、中国A株に実質的に投資を行なう上場投資信託の投資信託証券、および中国株の株価指数（その指数の対象銘柄に中国A株を含むものに限ります。）を対象指数とした上場投資信託の投資信託証券を投資対象とします。

●投資方針

- ・ 各投資信託証券への投資比率は、各投資信託証券の収益性および流動性ならびに当マザーファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ・ 同一銘柄の上場投資信託の投資信託証券への投資比率は、当マザーファンドの信託財産の純資産総額の10%未満とします。

●運用の権限の委託

運用にあたっては、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	外国投資法人および上場投資信託の投資信託証券の運用
委託先名称	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
委託先所在地	東京都 千代田区

※「野村新中国株投資」は2018年10月25日の定時償還に向け組入資産の現金化を図っており、その一環で「ノムラ新中国A株マザーファンド」は2018年5月17日に償還いたしました。

■ 「ノムラ新中国A株マザーファンド」が投資対象とする投資信託証券の概要

BNPパリバ フレキシィーⅢ チャイニーズ・エクイティ A クラス I

(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

<運用の基本方針>

主要投資対象	・上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式
投資方針	・上海証券取引所、深セン証券取引所のA株市場に上場している株式を主要投資対象とし、資産の成長を目指して運用を行ないます。 ・独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、将来の収益成長が見込まれる銘柄に投資を行ないます。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・同一発行体の証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の30%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	ファンドの取締役会の決議により、分配を行なう方針です。
償還条項	規約の規定に基づき、解散する場合があります。

<主な関係法人>

管理事務代行会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク
投資顧問会社	BNPパリバ・アセットマネジメント・フランス BNPパリバ・アセットマネジメント・アジア・リミテッド
副投資顧問会社	ハイフートン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド
保管銀行兼副管理事務代行会社	BNPパリバ セキュリティーズ・サービスズ ルクセンブルク支店

<管理報酬等>

信託報酬	純資産総額の1.345%(年率)
申込手数料	なし
信託財産留保額	ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
その他の費用	資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費など。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■主な投資制限

●野村新中国株投資

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。

●マネープール・ファンド

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等 に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

● 野村新中国株投資

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないませんので、株価変動の影響を受けません。特にファンドが実質的に投資を行なう中国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けません。特にファンドが実質的な投資対象とする中国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることも想定されます。

● マネープール・ファンド

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないませんので、これらの影響を受けません。
-----------	--

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券等(ノムラ新中国A株マザーファンドが投資する投資信託証券を含みます。)の発行体、その他当該有価証券の関係者において利払い、分配金、解約代金や償還金等の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、野村新中国株投資の換金等に伴ない、野村新中国株投資の投資対象マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

●野村新中国株投資に関する留意点

- ・ ファンドの実質的な投資対象国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
 - ・ 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。また、委託会社は、実質的な投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、購入の受付けを制限する場合があります。
 - ・ ノムラ新中国A株マザーファンド（以下、「当該マザーファンド」といいます。）が投資対象とする外国投資法人の投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該マザーファンドを償還させます。当該マザーファンドの償還により、ファンドは償還する場合があります。
 - ・ ファンドが実質的な投資対象とする中国A株は売却ならびに売却代金の日本への回金に時間を要する場合があります。信託期間満了時の円滑な償還金の支払いに向けて早期の資金化を図る場合があります。この結果、中国A株への投資比率が低下する場合があります。
- マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

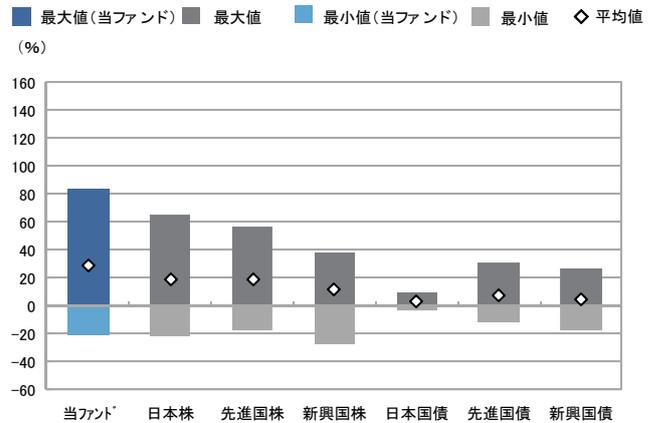
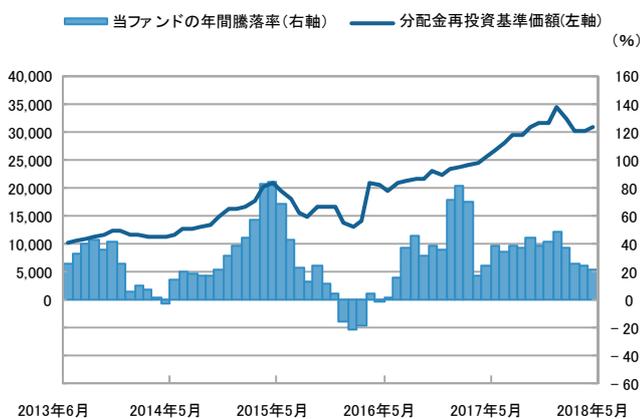
リスクの定量的比較

(2013年6月末～2018年5月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●野村新中国株投資

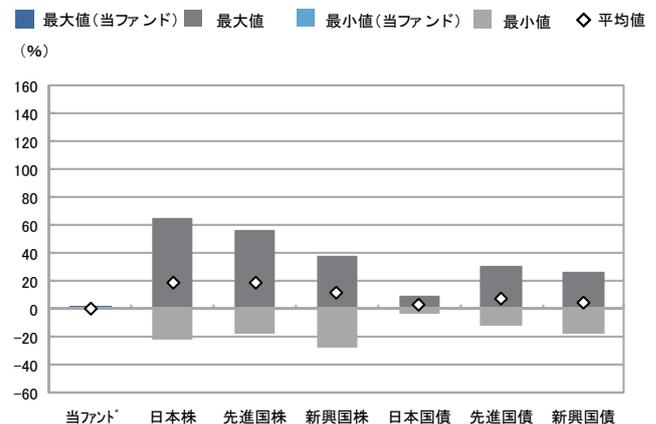
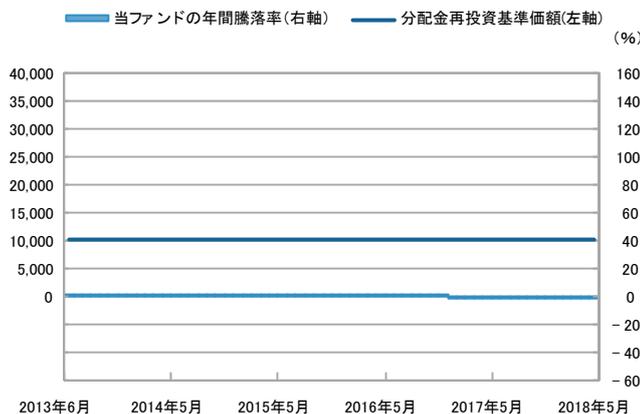


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	83.9	65.0	57.1	37.2	9.3	30.4	26.1
最小値(%)	△ 21.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	28.7	18.8	18.8	12.1	2.2	7.2	4.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年6月から2018年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年6月から2018年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●マネープール・ファンド



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	57.1	37.2	9.3	30.4	26.1
最小値(%)	△ 0.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	0.0	18.8	18.8	12.1	2.2	7.2	4.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年6月から2018年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年6月から2018年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

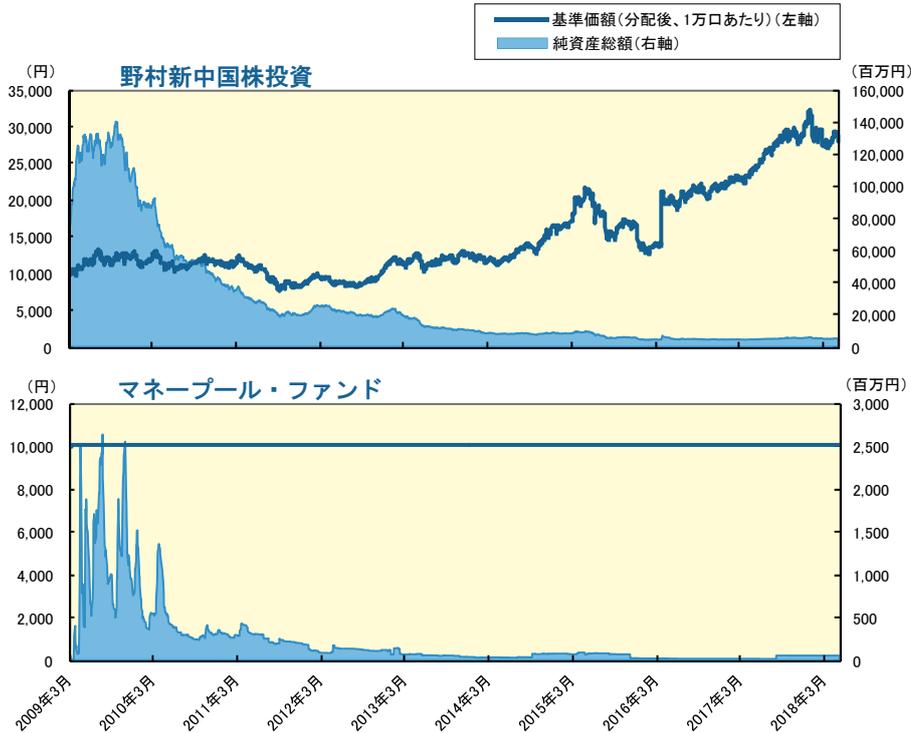
運用実績 (2018年5月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)

分配の推移

(1万口あたり、課税前)



野村新中国株投資

2017年10月	1400 円
2016年10月	1000 円
2015年10月	0 円
2014年10月	500 円
2013年10月	300 円
設定来累計	3,850 円

マネープール・ファンド

2017年10月	0 円
2016年10月	0 円
2015年10月	0 円
2014年10月	10 円
2013年10月	10 円
設定来累計	40 円

主要な資産の状況

野村新中国株投資

銘柄別投資比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	野村中国株式(除くA株)マザーファンド	親投資信託受益証券	99.5

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「野村中国株式(除くA株)マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネットソフトウェア・サービス	18.3
2	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	インターネットソフトウェア・サービス	17.0
3	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11.3
4	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	6.5
5	WEIBO CORP-SPON ADR	インターネットソフトウェア・サービス	3.7
6	CHINA UNICOM HONGKONG LTD	各種電気通信サービス	3.3
7	BAIDU INC - SPON ADR	インターネットソフトウェア・サービス	3.2
8	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	3.1
9	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産管理・開発	2.9
10	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	2.9

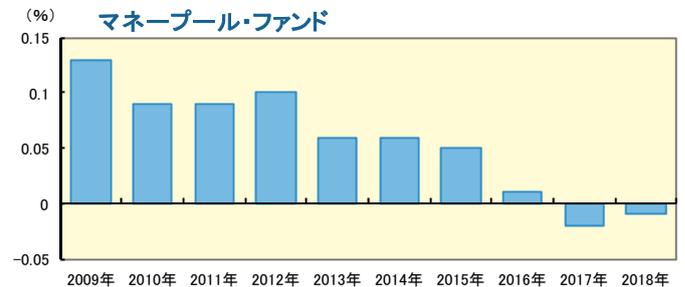
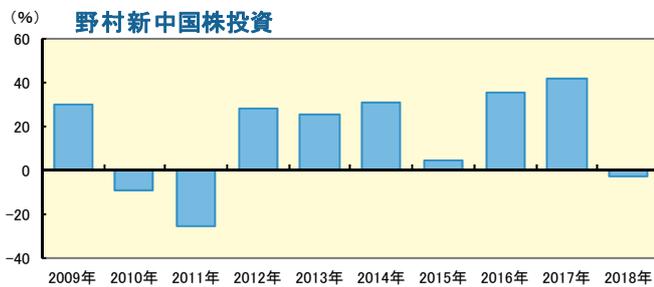
マネープール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	関西電力	6.4
2	三菱UFJニコス	6.4
3	日立製作所	6.4
4	クレディセゾン	6.4
5	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第40回	3.2
6	大阪府 公募(5年)第96回	3.2
7	ホンダファイナンス	3.2
8	大阪府 公募第315回	2.9
9	しんきん中金債券 利付第287回	2.9
10	日本政策金融公庫社債 第55回財投機関債	2.6

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2009年は設定日(2009年3月27日)から年末までの収益率。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。) なお、マネープール・ファンドは、スイッチング以外による購入はできません。		
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購 入 に 際 して	販売会社によっては、マネープール・ファンドのお取扱いを行わない場合があります。	
換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	<ul style="list-style-type: none"> ・野村新中国株投資 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 ・マネープール・ファンド 換金申込日の翌営業日の基準価額 	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申 込 締 切 時 間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。	
購 入 の 申 込 期 間	2018年1月18日から2018年10月23日まで	
換 金 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・野村新中国株投資 1日1件10億円を超える換金は行なえません。 ※上記のほか、「野村新中国株投資」および「マネープール・ファンド」において換金制限を設ける場合があります。 	
ス イ ッ チ ン グ	「野村新中国株投資」「マネープール・ファンド」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)	
申 込 不 可 日	「野村新中国株投資」は、販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ルクセンブルグの銀行 ・香港取引決済所 ・上海証券取引所 ・深セン証券取引所	
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。また、「野村新中国株投資」については、購入のお申込みの受付を制限することがあります。	
信 託 期 間	2018年10月25日まで(2009年3月27日設定)	
繰 上 償 還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決 算 日	原則、毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行いません。(再投資可能)	

信託金の限度額	各ファンドにつき、2000億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 * 上記は2018年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

●野村新中国株投資

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.78%(税抜3.5%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。				
		ファンドの純資産総額	300億円以下の部分	300億円超500億円以下の部分	500億円超の部分
		信託報酬率	年1.5876%(税抜年1.47%)		
	支払先の配分(税抜)および役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.70%	年0.71%	年0.72%
		<販売会社> 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.70%	年0.70%	年0.70%
		<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.07%	年0.06%	年0.05%
	投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年1.345%			
	実質的な負担 ^(注)	年 1.9911%程度(税込)			

(注)ファンドが、マザーファンドを通じて投資を行なう外国投資法人に係る費用(資産運用報酬等を含みます。)を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

【運用の委託先の報酬】

マザーファンドの運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッドおよびBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年4月および10月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、それぞれのマザーファンドの日々の平均純資産総額に、以下の率を乗じて得た額とします。

マザーファンド名	運用の委託先	率
野村中国株式(除くA株)マザーファンド	ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド	年0.30%
ノムラ新中国A株マザーファンド	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社	年0.01%

その他の費用・
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

●マネープール・ファンド

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
--------	-------

信託財産留保額	ありません
---------	-------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
 信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて下記の通りとします。

コールレート		0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率		年0.162% (税抜年0.15%) 以内	年0.324% (税抜年0.30%)	年0.594% (税抜年0.55%)
支払先の 配分 (税抜) および 役務の 内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.065% 以内	年0.13%	年0.22%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.070% 以内	年0.14%	年0.28%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.015% 以内	年0.03%	年0.05%

2018年7月19日現在の信託報酬率は年0.001188% (税抜年0.0011%) となっております。

その他の費用・
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は2018年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

※2018年10月25日の定時償還に向け組入資産の現金化を図っており、その一環で「ノムラ新中国A株マザーファンド」は2018年5月17日に償還いたしましたため、中国A株への投資は行なっておりません。

●野村新中国株投資に関する留意点

- ・ 2018年5月末現在、中国では内外資本取引の自由化を実施しておらず、中国A株への外国人による投資については制限されております。そのためノムラ新中国A株マザーファンドが投資する外国投資法人「BNPパリバ フレキシィーⅢ チャイニーズ・エクイティ A クラスⅠ」(以下、「当該外国投資法人」といいます。)は、以下の方法で、中国A株に投資を行ないます。

適格国外機関投資家(QFII: Qualified Foreign Institutional Investors)および人民元適格海外機関投資家(RQFII: Renminbi Qualified Foreign Institutional Investors)として中国証券監督管理委員会(CSRC: China Securities Regulatory Commission)から認定を受けたそれぞれの投資顧問会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント・アジア・リミテッド、BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに認められている投資限度額の範囲内で、中国A株に投資を行ないます。また、ストックコネクト制度を利用し、香港の証券取引所から中国A株に投資を行ないます。

- (注) ・ QFII制度とは、CSRCの認定を受け、かつ中国国家外貨管理局(SAFE: State Administration of Foreign Exchange)から投資限度額の認可を受けた海外機関投資家に対して、人民元建て取引を行なう中国国内の証券市場への投資を認める制度です。
- ・ RQFII制度とは、CSRCの認定を受け、かつ中国国家外貨管理局(SAFE: State Administration of Foreign Exchange)から投資限度額の認可を受けた海外機関投資家に対して、中国本土外で調達した人民元を中国本土の債券や株式に投資することを認める制度です。
- ・ スtockコネクト制度とは、中国の上海および深センの証券取引所と香港証券取引所を連結することで各証券取引所に上場している株式の相互取引を可能とするものです。

- ・ 当該外国投資法人において、投資顧問会社が主要投資対象である中国A株の買付けまたは売付けを行なう際の発注先は制度上の理由から限定的となり、株式売買に伴うコストは、取引所手数料・管理監督料・名義登録料金・印紙税等諸コストに当該発注先の証券取次手数料を加えたものになります。
- ・ 中国証券制度上の制約等から、当該外国投資法人の発行する投資信託証券(以下、「当該投資信託証券」といいます。)に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取り消すことがあります。また、当該外国投資法人の取締役会は、当該投資信託証券の買付けの申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該投資信託証券の発行(設定)および払戻し(解約)を一時的に中断する権限を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)、換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)、換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ・ 当該外国投資法人の純資産価格は、当該外国投資法人の取締役会の責任の下に算出されます。

●中国A株のリスクおよび留意点等について

①回金遅延リスク

ファンドが実質的に投資する中国A株については、SAFEの裁量で、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、外国為替取引上の規制が発生したり、円と中国人民元との交換が停止となる場合があります。予定している信託財産の回金が行なえない可能性があります。すなわち、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することや、委託会社の判断で当初信託期間を延長することがあります。

②税制リスク

QFIIおよびRQFIIに対する課税上の取扱いとして、増値税(付加価値税)については、中国での証券売買による差額収入に対して免除される旨、中国財政部及び国家税務総局より公表されています。また、株式配当金・利息収入については、10%の企業所得税が課される旨、国家税務総局より公表されています。さらに、株式譲渡所得に係る企業所得税については、2014年11月17日以後当分の間免除される旨、中国財政部、国家税務総局及びCSRCより公表されています。なお、中国国内における期間収益に対する所得税や増値税等について、適用の有無、範囲、方法を含めて公表されていないもの、解釈が定まっていないものがあります。これらの税金が新たに課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

ストックコネクトを通じた中国A株投資については、中国財政部、国家税務総局およびCSRCより、営業税については免除、株式譲渡所得については一時的に免除、株式配当金・利息収入については10%の企業所得税が課される旨、公表されています。

※これらの記載は、2018年5月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。また、中国の関係法令の解釈については必ずしも安定していません。

※上記は中国A株の持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

